

伏木高校生徒心得

- (1) 高校生であることを自覚し、華美にならず端正な服装および身なりを心がける。
- (2) 本校指定の制服を正しく着用し、制服の改造は認めない。
- (3) 生徒は、下記のとおり制服を着用する。

[冬服]

- ・ブレザー
- ・ワイシャツまたは長袖ブラウス
- ・スラックスまたはスカート（スラックスの場合はベルトを着用すること）
- ・ネクタイまたはリボン
- ・本校指定のベストまたはセーター（11月～3月着用可）

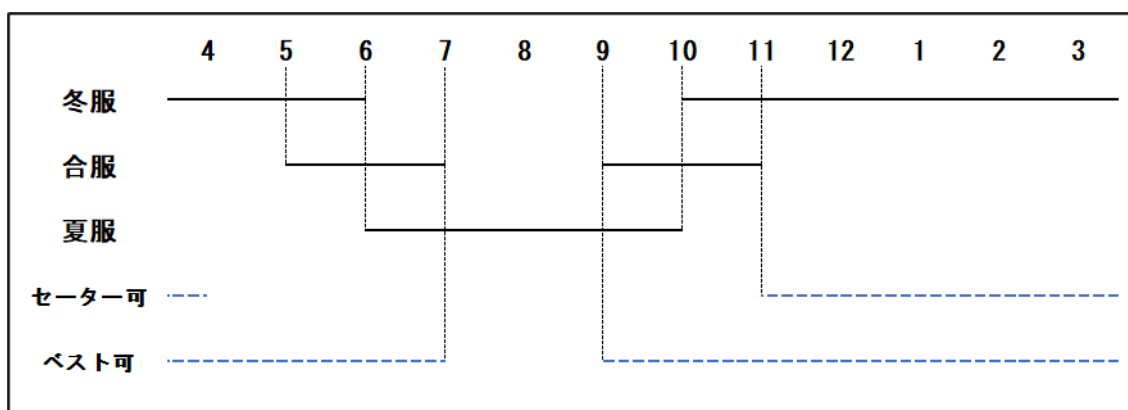
[合服]

- ・ワイシャツまたは長袖ブラウス
- ・スラックスまたはスカート（スラックスの場合はベルトを着用すること）
- ・ネクタイまたはリボン
- ・本校指定のベスト

[夏服]

- ・半袖シャツまたは半袖ブラウス
- ・スラックスまたはスカート（スラックスの場合はベルトを着用すること）

- (4) 着用期間は下図のとおりとし、重なる期間はいずれかの服装とする。



- (5) 防寒着(コート等)

通学にふさわしいもので、華美にならないよう（黒・紺・茶・ベージュ・グレー・白色を標準とする）にする。

着用期間は原則として11月～3月までとする。カーディガン、指定外のセーター・ベストの着用は不可とする。

- (6) 靴及び靴下

① 通学用の靴は、華美でなくシンプルでローヒールのもの。

② 靴下は白、黒、グレー、紺のいずれかの単色の無地（ワンポイント可）とする。

③ ストッキング・タイツを着用する場合は、黒・ベージュ・紺のいずれかの無地とする。

- (7) 頭髪について

清潔を心がけ、学習や諸活動等のさまたげにならないようにする。前髪は眉にかからず、長さは肩の線にかからないことを原則とし、それ以上長い場合はゴム紐で結ぶこと。パーマ、ヘアカラー、エクステンションなどによる加工は原則禁止とする。加工した場合は、修正するまで継続指導を行う。

- (8) 身なりについて
- ・ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット（ミサンガやマイナスイオンパワーリング等を含む）等のアクセサリ類は一切身につけない。
 - ・化粧（色つきリップ、アイプチを含む）、マニキュアはしない。日焼け止めクリームは無色のもののみ使用可とする。）
- (9) 異装について
- 傷病によってやむを得ず異装をしなければならない時は、担任を通じて生徒指導部に届け出、許可を受けなければならない。異装を許可されたものは異装許可書を所持しなければならない。許可なく異装を繰り返すものは指導の対象とする。
- (10) 携帯電話について
- 携帯電話・スマートフォンは学校敷地内では使用しない。使用した場合は、指導の対象とする。学校敷地内では電源を切っておく。

その他

- (1) 特別な善行・美挙、優秀な文化・体育活動等、他の生徒の範となる者に対しては、これを表彰する。
- (2) 校規に違反し、風紀をみだし、生徒が問題行動をおこした場合は、職員会議の議を経て懲戒を行う。
- (3) 懲戒は次の4種とする。
訓戒 謹慎 停学 退学
- (4) 次の項のいずれかに該当する者は、校長が退学に処することができる。
- ① 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ③ 正当な理由なく出席が常でない者
 - ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

許可願・諸届

次のことを行うときは、所定の用紙を提出する。許可願の場合は、許可を得て行うこと。

- 遅刻・早退・外出・授業中の入室 (許可願)
- 異装 (許可願)
- 学校外活動 (許可願)
- アルバイト※ (許可願)
- 自動車学校入校（3年12月～） (許可願)
- 旅行 (旅行届、割引発行願)
- 祭礼行事参加 (参加届)
- 自転車通学 (登録カード)
- 盗難・交通事故・不審者 (被害届・事故報告書)

※原則禁止。学業に支障がなく、家庭の事情でやむを得ない場合は、保護者とともに担任と相談の上、生徒指導部の許可を得ること。ただし、学校生活に影響が生じた場合は、許可を取り消すことがある。